

（業務名称） **内部通報外部受付窓口に係る委任契約**
（公告/公示日：2024年3月21日／公告番号：25a00074）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	本意見招請において特に意見を求める点について（1）	経費に係る留意点「1. 経費の積算に係る留意点」について	ご提案の件数による定める方式でも構わないと思いますが、経費は、単に通報件数の数によって定めるのではなく、事務処理に関して要した時間を基に算定し、毎月一定時間までは、固定費用とし、一定時間を超えた場合、1時間ないし30分単位で一定額を加算するという方法で料金設定を行う方法が合理的ではないかと思料します。	ご意見を踏まえ、本公告時までに対応を検討します。
2	同（2）について	業務仕様書（案）「4. 業務の内容」について	当事務所は、弁護士一人の事務所であるため、依頼案件は当然弁護士が処理する。このため、受注業務における従事者指定のプロセスは存在しない。	承知しました。ご意見を踏まえ、本公告時までに記載方法を検討します。
3	同（3）について	業務仕様書（案）「4. 業務の内容」について	上記の通りであり、情報は事務所内のサーバーに保存されるものの、原則弁護士のみが当該情報にアクセスするため、弁護士事務所内における情報管理（情報共有の範囲等）についても共有等は存在しない。	承知しました。ご意見を踏まえ、本公告時までに記載方法を検討します。
4	同（4）について	入札手続き「15. 落札者の決定方法」について	特に意見はありません。 また、過去の契約における選定プロセスについては、相手のあることであり、回答等を控えさせていただきます。	承知しました。
5	業務仕様書（案）	5. 業務実施上の留意点（1）	「従事者のうち、1名以上は英語を使用した上記経験を持つこと」とあるが、当事務所では、契約締結等を別にして、過去英語を使用した労働・紛争分野の法律実務や、公益通報対応業務が存在しない。この場合、そもそも応札資格がないということになるのか。	「弁護士資格を有すること、かつ労働、紛争分野の法律実務の経験（3年以上が望ましい）、かつ公益通報対応業務従事者の経験（同）を持つこと。従事者のうち、1名以上は英語を使用した上記経験を持つこと。」は必須の競争参加資格となります。
6	P. 10	技術提案書	法律事務所（法人ではなく、パートナー制）の場合、「応札者」は、パートナー弁護士個人の名義という扱いでしょうか。その場合、当該パートナー弁護士が窓口業務を行う場合、「応札者」＝「業務従事者」になるという理解でしょうか。 その場合、「応札者の経験・能力等」は、当該応札者たるパートナー個人に関する内容（同一法律事務所内の他の弁護士にかかる経験等は含まない）という理解でしょうか。	・個人、組合、法人を問わず応募可能とします。 ・応札者が弁護士個人の名義で窓口業務を行う場合、「応札者」＝「業務従事者」になります。 ・この場合、「応札者の経験・能力等」は、当該応札者たる個人に関する内容（同一法律事務所内の他の弁護士にかかる経験等は含まない）となります。
7	P. 6	業務従事者	業務従事者は複数の弁護士（同法律事務所内の他のパートナー弁護士又はアソシエイト弁護士など）を指名することが可能という理解でよろしいでしょうか。 その場合、技術提案書に記載する「業務従事者の経験・能力等」は、各従事予定者につき個別に記載する必要がありますでしょうか。	ご理解の通りです。
8	p14	経費の積算に係る留意点	各種の相談や、公益通報に該当しないハラスメント事案など、「通報」にまで至らない場面も多く想定されます。その場合、問い合わせの受領、内容整理及び応答等の実務は発生するものの、費用の対象外となりますでしょうか。	通報に至らない事案、いわゆる相談については件数にカウントし、通報事案と同様、費用の対象内となります。
9	p14	同上	上記が対象外という場合、『固定費用＋（「通報」の扱いに対する）変動費用』という方式が望ましいものと考えます。仮の設定ですが、 ・変動費用のみ：通報1件あたり20万円 ・固定＋変動：月20万円＋通報1件あたり15万円	ご意見を踏まえ、本公告時までに対応を検討します。
10	P. 6	業務の内容	当方で現在扱っている通報窓口業務と概ね同じです。ただ、別件では、通報受付後2か月程度経過した際に、調査結果未了の場合は、進捗状況を通報者に共有する扱いとなっております。	承知しました。
11	P. 6	業務の内容	法律事務所内における情報管理については、日弁連「弁護士情報セキュリティ規程」に準じた扱い。	承知しました。
12	P. 7	経費支払方法	業務対価は、4半期ごとの支払いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13		落札者の決定方法	入札方式についてはご指示に従います。	承知しました。

通番	該当頁	項目	質問	回答
14	P. 5	業務仕様書3・（1）内部通報の受付	当社ではメールでの受付のみとなりますが、公募に参加可能でしょうか？	受付は、メール及び郵送となります。
15	P. 5	業務仕様書4・履行期間	次回以降の契約は随意契約となりますか？	現時点では競争入札を基本とした契約方式を採用しておりますが透明性や公平性を十分に担保した上で、適切な手続きに則り判断いたします。
16	P. 6	業務仕様書5・（1）業務従事者に求められる経験・能力	相談をヒアリングするのは弁護士ではなくても公募参加可能でしょうか？ （メール相談を受ける相談員はカウンセラー資格を有した女性相談員が対応致します。 案件の内容に応じてハラスメントやコンプライアンス事案に強い弁護士の法的見解を報告書に記載してお渡しすることが可能です。）	受付、相談は弁護士が対応します。
17	P. 6	業務仕様書5. 成果物・業務提出物等	「本業務の成果品は以下のとおりとする。和文のみとする。」とありますが、通報者からの英語で来た通報に関して当社で和訳するのでしょうか？ （訳してしまうと通報者の意図に反する可能性があるため、当社では訳すことを控えております。）	通報者から英語できた通報に関しては必要に応じ一部若しくは全部を和訳のうえ報告書に記載頂き、原文を添付頂くことを想定します。